

令和2年3月10日（火）
南部分庁舎3階議場 午後2時 開会

第176回南部町農業委員会総会次第書

南部町農業委員会

○事務局長：出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催してもよろしいでしょうか。

中村会長	<p>はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>13番 <small>かわもりた ゆういち</small> 河守田 雄一 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局長	ただいまから第176回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長	「あいさつ」
事務局長	本日の欠席委員は_____名です。 出席委員は16名中_____名で、委員定数に達しておりますので、 第176回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 <p>(午後 時 分)</p>
議長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。

議	長	10 番 <small>さかもと</small> 坂本 <small>せいじ</small> 誠治 委員
		12 番 <small>けあげ</small> 蹴揚 <small>ふくお</small> 福男 委員を指名いたします。
		次に、日程第2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。 次に、日程第3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。
		次に、日程第4 報告第11号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。
		報告の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹		それでは、報告第11号について説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、1件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。 番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成29年5月1日から令和9年3月31日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和2年2月19日、土地の引き渡しの時期は令和2年2月20日で、合意解約の条件は「なし」であります。

<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5 報告第12号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。 小田原主幹</p>
<p>小田原主幹</p>	<p>それでは、報告第12号について説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、3件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成28年4月1日から令和3年3月31日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡し新时期は令和2年2月3日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成19年2月21日から令和9年2月20日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡し新时期は令和2年2月21日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号3番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成28年7月1日から令和8年3月31日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡し新时期は令和2年2月28日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第6 報告第13号「農地の賃借料情報の提供について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。 小田原主幹</p>

<p>小田原主幹</p>	<p>それでは、報告第 13 号について説明いたします。</p> <p>平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに締結した農地の賃貸借における賃借料水準の動向について、情報を提供するものです。</p> <p>田の部ですが、南部町全域の平均額は 10a あたり 5,100 円で、最高額は 8,000 円、最低額は 3,000 円です。</p> <p>畑の部は、南部町全域の平均額が 10a あたり 3,900 円で、最高額は 6,600 円、最低額は 1,400 円です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告第 13 号について、発言はありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>発言がないようですので、以上で報告第 13 号「農地の賃借料情報について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
<p>小田原主幹</p>	<p>議案第 47 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 4 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>坂本 <small>じゅうえつ</small> 重悦 調査員</p>

坂本調査員	<p>6番 坂本から説明いたします。</p> <p>去る3月2日、坂本誠治委員と南部分庁舎において、議案第47号から議案第48号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第47号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲渡人である父から、譲受人の子が贈与を受けて引き続き営農するため、申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が借りていた農地を取得し、引き続き営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号3番と番号4番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第47号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、日程第8 議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第48号について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件で、所有権の</p>

<p>小田原主幹</p> <p>議 長</p> <p>坂本調査員</p> <p>議 長</p> <p>小田原主幹</p>	<p>移転に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>坂本 重悦 調査員</p> <p>議案第 48 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p> <p>議案第 48 号について、補足いたします。</p> <p>まず、番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で、南部町健康センターから南東に約 1.8 km の距離に位置し、申請地の</p>
--	--

<p>小田原主幹</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>南側及び東側は宅地、西側及び北側は農地となっています。</p> <p>農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p> <p>議案第 48 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 48 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第9 議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、 10 番 坂本 誠治 委員の関係する事案が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 (午後 時 分退席)</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。 小田原 主幹</p>
------------------------------------	---

小田原主幹

議案第 49 号について、説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、28 件です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。

番号 1 番の利用目的は畑、期間は 20 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,325 円です。

番号 2 番の利用目的は樹園地、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。

番号 3 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,983 円です。

番号 4 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,000 円です。

番号 5 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,703 円です。

番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,000 円です。

番号 7 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 8 番から番号 11 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 12 番から番号 13 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 14 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 15 番から番号 16 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。

番号 17 番の利用目的は畑、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。

<p>小田原主幹</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>番号 18 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 19 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 20 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,140 円です。</p> <p>番号 21 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,948 円です。</p> <p>番号 22 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,963 円です。</p> <p>番号 23 番の利用目的は田、期間は 5 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,949 円です。</p> <p>番号 24 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,935 円です。</p> <p>番号 25 番の利用目的は田、期間は 5 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,997 円です。</p> <p>番号 26 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 11,981 円です。</p> <p>番号 27 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,998 円です。</p> <p>番号 28 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第 49 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
------------------------------------	--

<p>議長</p>	<p>よって、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>ここで、坂本 誠治 委員の入室を求めます。 (午後 時 分着席)</p> <p>次に、日程第 10 議案第 50 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。 小田原 主幹</p>
<p>小田原主幹</p>	<p>議案第 50 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 9 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6, 140 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4, 948 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4, 963 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は田、期間は 5 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃</p>

<p>小田原主幹</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>小田原主幹</p>	<p>借料は年額 4,949 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,935 円です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,997 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 11,981 円です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,998 円です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第 50 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 50 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11 議案第 51 号「令和2年度農作業標準賃金・標準料金の設定について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>議案第 51 号について、説明いたします。</p> <p>昨年 10 月に、青森県最低賃金の改正が行われ、1 時間当たり 790 円になりました。</p> <p>本委員会で設定している平成 31 年度の標準額は 762 円で、最低賃金より 28 円下回る額となることから、議案書に記載のとおり、令</p>
--	---

小田原主幹	<p>和 2 年度の農作業標準賃金の額を設定するものです。</p> <p>令和 2 年度の標準賃金は、水田田植え及び脱穀等を 300 円引き上げ 6,400 円に、りんご剪定は 300 円引き上げて 9,500 円に改正するものです。</p> <p>なお、機械作業による標準料金は、乾燥機・生脱穀が 1,300 円から 200 円引き上げて 1,500 円に、それ以外の項目は平成 31 年度と同額とするものです。以上です。</p>
議 長	<p>議案第 51 号について、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 11 議案第 51 号については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 176 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 時 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>